

「貯筋」トレーニング教室 業務委託(概算契約)委託先事業者募集要項

令和7年10月

大阪市

事務局	:	大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課
住所	:	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 (大阪市役所2階)
電話	:	06-6208-9957
FAX	:	06-6202-6964
E-Mail	:	kaigoyobou@city.osaka.lg.jp

1 案件名称

「貯筋」トレーニング教室業務委託（概算契約）

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

筋力低下により転倒の不安がある高齢者が、年齢を重ねても自分らしくできる限り自立した生活が送れるよう、「貯筋」トレーニング教室（以下「本事業」という。）への参加を通じて自身の課題に気づき、筋力やバランス力を高めることを目指すとともに、前期高齢者のうちから運動習慣を身に着けることを支援する。また、本事業への参加をきっかけに外出の機会や人とのつながりが増えることで、高齢者が要介護・要支援状態になることをできる限り予防し、自立した活動的な生活を送ることができるよう支援するとともに、住民主体の通いの場や、通いの場への参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することにより、大阪市における介護予防の取組みを機能強化する。

（２）委託業務内容

ア トレーニング教室の企画・運営

イ 具体的内容については、別紙「仕様書」を参照すること

（３）業務委託料

1 教室あたり 金 158,400 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

契約金額は、提出された応募書類に記載の実施教室数に上記の1 教室あたり単価を乗じた額とする。

（４）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

（５）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり、必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

大阪市契約規則規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び事業実施計画書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（２）委託料の支払い

1 教室単位で業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約書案

別紙「業務委託契約書（経常型）」のとおり

なお、契約書の条項の文言変更を認めない。

(4) 契約保証金

大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 別紙「仕様書」のうち「8 業務内容」及び「9 業務管理」に関すること

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

応募書類提出時点において、次の（１）の要件を満たす法人であること。なお、複数の法人で共同事業体を結成して応募する場合は、（２）及び（３）の要件に該当すること。

（１）応募法人に関する要件（ア～ウの要件を満たし、エ・オに関してはどちらかに該当すること）

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

イ 高齢者を対象に含む運動プログラムの提供実績を有すること。

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

エ 令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）に登録されているこ

と。また、応募書類提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

オ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）に登録されていないものについては、応募書類提出時において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあたっては、法人税、消費税及び地方消費税、市町村税及び固定資産税を滞納していないこと。

（2）共同事業体に関する要件

ア 共同事業体は2以上の法人で自主結成すること。

イ 共同事業体の名称を設定し、必ず代表となる法人（以下「代表法人」という。）を選定し、代表法人が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人は当該共同事業体の構成員として取り扱うこと。

ウ 共同事業体の構成員（代表法人含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人については、業務遂行にあたり、発注者との調整窓口として責任を持つこと。

エ 応募書類提出後、共同事業体の代表法人および構成員の変更は原則として認めない。

（3）共同事業体の構成員（代表法人含む）に関すること

ア すべての構成員が（1）の要件を満たすこと。

イ 各構成員は本件において、複数の共同事業体の構成員となることができない。

ウ 共同事業体の構成員となっている場合、単独での応募ができない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和7年10月29日（水）
・ 応募事業者向け説明会参加受付締切	令和7年11月6日（木）
・ 応募事業者向け説明会	令和7年11月7日（金）
・ 質問受付締切日	令和7年11月11日（火）
・ 質問に対する回答日	令和7年11月14日（金）
・ 応募書類受付締切日	令和7年11月25日（火）
・ 事業者決定通知	令和7年11月下旬 ※提出のあったものから順次通知
・ 契約締結時期	令和7年12月上旬 ※提出のあったものから順次行う
・ 事業完了	令和8年3月31日（火）

6 応募手続き等に関する事項

（1）応募事業者向け説明会

本事業の目的や内容等について詳細に説明するため、応募事業者は可能な限り参加すること。

ア 開催日時 令和7年11月7日（金） 13時30分～14時30分（予定）

イ 実施方法 オンライン（Microsoft Teams）による開催

ウ 参加申込

大阪市ホームページから「「貯筋」トレーニング教室 応募事業者向け説明会参加申込書」をダウンロードし、法人名、参加者名、連絡先等の必要事項を明記のうえ、電子メールにて「件名」に「「貯筋」トレーニング教室 応募事業者向け説明会参加申込」と明記して次のメールアドレスまで送信し、メール送信後は、送信確認のため電話連絡すること。

なお、郵送等・FAX など他の方法による受付は行わない。

送信先メールアドレス：kaigoyobou@city.osaka.lg.jp

エ 説明会参加申込のメール受付期間

公募開始日から令和7年11月6日（木）17時00分まで

オ 説明会資料

申込のあった事業者へ事前に資料データを送付する。

なお、説明会終了後は速やかに大阪市ホームページへ掲載する。

（２）質問の受付

質問については、原則として次の方法のみ受付し、個別の質問には回答しない。

ア 受付期間 公募開始日から令和7年11月11日（火）午後5時30分まで

イ 提出方法 「「貯筋」トレーニング教室 受託事業者募集に関する質問票」を電子メールに添付し kaigoyobou@city.osaka.lg.jp へ送信すること。

ウ 回答方法 令和7年11月14日（金）頃に大阪市ホームページ上で公開する。

（３）応募書類の提出

ア 受付期間 公募開始日から令和7年11月25日（火）

受付時間 午前9時30分から午後5時00分まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

イ 提出書類 「「貯筋」トレーニング教室業務委託（概算契約）受託事業者応募書類」のとおり
※ただし、追加書類の提出を求める場合がある。

ウ 提出場所 「9 提出先」に記載のとおり

エ 提出方法

受付期間内に持参又は郵送により提出すること。

オ 提出部数

応募書類 正本1部

※応募書類は穴をあけてA4フラットファイルに綴り、項目ごとにインデックスを貼り提出すること。

カ その他

- ・応募書類提出の際は、提出方法・提出日時及び担当者を事前に地域包括ケア推進課へ連絡すること。

- ・応募書類に修正があった場合は、速やかに対応し再提出すること。

7 選定・事業開始承認に関する事項

（１）応募書類提出後

発注者は、応募事業者から提出のあった応募書類について、本募集要項に記載する内容に係る審査を行う。その結果、審査要件を満たすすべての応募事業者あてに本事業の受託を決定する旨の通知を行う。また、資格要件を満たさない事業者には受託を決定しない旨の通知を行う。

なお、応募書類の提出があったものから、「5 スケジュール」に記載の期日によらず、順次、

審査を行い通知する。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査・選定の対象から除外する。

- ア 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 受付期間内に提出書類等が提出されない場合
- エ 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- オ その他結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(3) 受託予定法人との協議・契約

発注者は、上記により受託決定の通知を行った事業者と委託契約を締結する。

なお、事業開始承認後の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により発注者に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(4) 業務の準備等

契約締結日から円滑に業務を開始できるようにするために行った準備について、受託予定事業者の事情により業務が実施出来なくなった場合においても、準備のために支出した費用等について発注者は補償しない。

8 留意事項

- ア 応募に関して必要となる費用は、応募事業者の負担とする。
- イ 応募書類は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての応募書類は返却しない。
- エ 提出された応募書類は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替えは認めない。

9 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪市役所 2 階）

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

T E L : 06-6208-9957

メール : kaigoyobou@city.osaka.lg.jp